

八千代市いじめ防止基本方針

平成27年6月

(最終改定 令和6年4月)



<u>はじめに</u>	…P.1
<u>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</u>	
1 基本理念	…P.1
2 いじめの定義とその態様	…P.1
3 いじめの理解	…P.2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	…P.3
(1) いじめの防止	…P.3
(2) いじめの早期発見	…P.3
(3) いじめへの対処	…P.3
(4) 地域や家庭との連携	…P.3
(5) 関係機関との連携	…P.3
<u>第2 いじめの防止等のために市が実施する施策</u>	
1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会の設置	…P.4
2 八千代市いじめ問題対策調査委員会の設置	…P.4
3 教育委員会の具体的取組	…P.4
(1) いじめの防止・早期発見	…P.4
(2) いじめに対する措置	…P.4
(3) 学校及び教職員への指導、支援	…P.4
<u>第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</u>	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	…P.5
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	…P.5
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	…P.6
(1) いじめの未然防止	…P.6
(2) いじめの早期発見	…P.6
(3) いじめの相談・通報	…P.7
(4) いじめを認知した場合の対応	…P.7

第4	<u>いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割</u>	
1	保護者の役割	…P. 8
2	地域等の役割	…P. 8
第5	<u>重大事態への対処</u>	
1	重大事態の意味	…P. 9
2	重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導	…P. 9
3	重大事態の報告	…P. 10
4	重大事態の調査	…P. 10
	(1) 調査の主体等の決定	…P. 10
	(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	…P. 10
5	調査結果の提供と報告	…P. 10
6	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	…P. 11
	(1) 再調査	…P. 11
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	…P. 11
第6	<u>その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</u>	
1	調査結果等の資料の保存	…P. 11
2	教職員の業務の精選	…P. 11
3	市基本方針の見直し	…P. 11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

八千代市（以下「市」という。）では、現在、第5次基本構想（令和3～10年）に掲げた将来都市像「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」の実現に向け、また、八千代市教育振興基本計画の八千代教育の目標「未来を拓き、豊かに生きる人間を育む」の達成を目指し、教育の充実に向けて取り組んでいる。

「八千代市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」は、八千代市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が所管する市立小中義務教育学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の尊厳を保持する目的の下、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）第6条の規定に基づき、市の実情に応じた、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。いじめ防止や対応等の取組については、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」¹及び「千葉県いじめ防止基本方針」²、「生徒指導提要（改訂版）」³等を基本とし、実情に合った基本方針となるよう見直しを行い、改訂をしたところである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義とその態様

市基本方針におけるいじめの定義及び用語の定義は以下のとおりとする。

¹ いじめの防止等のための基本的な方針

（平成25年10月11日 文部科学大臣決定 平成29年3月14日改定）

² 千葉県いじめ防止基本方針

（平成26年8月20日 千葉県・千葉県教育委員会 平成29年11月15日改定）

³ 生徒指導提要（改訂版）

（平成22年3月 文部科学省 令和4年12月改定）

いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
一定の人的関係	学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人的関係を指す。
物理的な影響	身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
保護者	親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様⁴としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

上記で挙げた「いじめの態様」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

ほとんどの児童等がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることがある。「いじめは良くない」とほとんどの児童等が分かっているはずなのにもかかわらず、小4～中3までの6年間を追跡すると、9割の児童等がいじめた経験を持っているということが調査データ⁶によって確認されている。したがって、児童等が「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように、働きかけることが重要である。

⁴ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省

⁵ いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例…… 不同意わいせつ(刑法第176条) 自殺関与(同202条) 傷害(同204条) 暴行(同208条) 脅迫(同222条) 強要(同223条) 名誉毀損(同230条) 侮辱(同231条) 窃盗(同235条) 恐喝(同249条) 器物損壊等(同261条) 児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条) 私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)等

⁶ 「いじめ追跡調査2016-2018」令和3年7月 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

また、いじめを防ぐには、『傍観者』の中から勇気をふるっていじめを抑止する『仲裁者』や、いじめを訴える『相談者』が現れるかどうかが重要となる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。したがって、児童等が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導⁷と考えることができる。また、「全ての児童等にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。市の学校教育の重点目標である「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これに加えて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童等を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめと疑われる事案が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭に学校の取組について周知して、連携を図ることが重要である。学校は平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、いじめの問題を含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や市教育委員会においていじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、学校や市教育委員会だけで抱え込まずに、関係機関（医療、福祉、司法等）との適切な連携が必要である。

⁷ 特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの【生徒指導提要（改訂版）1.2生徒指導の構造】

第2 いじめの防止等のために市が実施する施策

市は、法第6条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、推進する。また、これに必要な財政上の措置（法第10条）その他の必要な措置を講ずる。

1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の規定により、いじめ防止等に関する関係機関の連携の推進を図るため、「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」を条例により設置する。いじめ問題対策に関する連絡協議、情報交換、意見聴取を行い、実効のないいじめ防止等に努めるものとする。

2 八千代市いじめ問題対策調査委員会の設置

市教育委員会は、法第14条第3項の規定により、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うために、市教育委員会の附属機関として条例により、「八千代市いじめ問題対策調査委員会」を設置し、公平性・中立性を確保する。

3 市教育委員会の具体的取組

市教育委員会は、法第7条の規定により、学校に在籍する全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、各学校のいじめ防止等の取組を指導、助言、支援する役割を担うものとする。

(1) いじめの防止・早期発見

- ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- イ 児童等の主体的な活動の推進
- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保
- エ いじめに関する調査研究等の実施
- オ 相談体制の整備
- カ SNS等を介したインターネット上のいじめ(ネットいじめ)を監視する関係機関との連携の強化及び事案に対処する体制の整備
- キ 学校いじめ防止基本方針についての指導、助言
- ク 「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」の運営

(2) いじめに対する措置

- ア いじめの認知への対応
- イ 重大事態への対応
- ウ 学校教育法第35条第1項（第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づくいじめを行った児童等の出席停止
- エ 警察への通報・相談の指導、助言

(3) 学校及び教職員への指導、支援

- ア 教職員の資質・能力の向上
- イ 学校訪問等による指導
- ウ 学校評価を踏まえた学校への必要な指導・助言

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定により、いじめの防止等の取組の基本的な方向や具体的内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定し、各学校のホームページに掲載するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童等、保護者に周知し、説明する。

さらに、学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に点検・評価して必要に応じた学校いじめ防止基本方針の改善を行うことが重要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置かなければならない。

当該組織の具体的な役割としては、以下のもの等が挙げられる。なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が調査を行う場合には、この組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な活動が記されたいじめ防止プログラム（いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策等の年間計画）の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- イ いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割
- エ 教職員間での情報共有が可能になるように、情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図る役割
- オ 学校のおいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進
- カ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、被害児童等に対する支援・加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- キ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び教育委員会は、連携していじめの防止や早期発見、対処等にあたる。

(1) いじめの未然防止

「いじめは、どの児童等にも、どの学校でも、起こりうるものである」という事実を踏まえて、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

児童等の社会性を育むためには、自分と他人は違いがあることを認めた上で、お互いの人格を尊重する態度を養うことが大切である。また、いじめの衝動を発生させる原因としては、勉強や人間関係等のストレスがかかることや自己有用感・充実感を感じ取ることができないことが考えられ、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要となる。

学校として特に配慮が必要な児童等については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、法教育の視点から、いじめの問題を考える取組を推進する。

SNSを介したインターネット上のいじめなど、発見が難しい形態が増加していることを受け、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童等の様子の変化を注意深く見取るとともに、ネットの取り扱い等についての啓発を行い、配付端末（タブレット等）の使用について留意する。一人一台配付されている端末は、正しく使用をしなかった場合トラブルの原因になる、気づかないうちにいじめの加害者になる、犯罪に巻き込まれる等の危険性があることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 心の教育の充実
- 2 互いに認め合う学級経営の充実
- 3 「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動や「わかる授業」の実践
- 4 自分たちの問題として考え取り組むための児童会・生徒会活動
- 5 児童等のさまざまな特性に配慮するための支援
- 6 情報モラル教育（デジタル・シティズンシップ教育）及び啓発活動の充実
- 7 教職員一人一人の児童等の変化を察知しようとする姿勢と児童等への見守り

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識することが大切である。そのために、「SOSの出し方教育」について、いじめ防止プログラムの中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等⁸を活用して実施する。

また、日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、SNS等を介したインターネット上のいじめに対しては、関係機関と連携し、ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

⁸ 平成31年4月11日付け教児生第32号「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」の実施について（依頼）」
令和4年9月21日付け事務連絡「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」指導資料について（依頼）」
令和5年8月23日付け教児安第445号、子親セ第251号
「児童生徒の自殺予防のための総合的な取組について（通知）」（SOSの出し方教育啓発動画）

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 日常的な関わりの中での児童等自身の変化と人間関係の観察
- 2 アンケート調査の実施
- 3 教育相談の充実
- 4 SOSの出し方教育に関する児童等及び保護者への啓発の実施

(3) いじめの相談・通報

学校は、校内における相談、通報の体制を整備するだけでなく、児童等及び保護者に対して、校外での相談、通報機関連絡先等を、必要に応じて利用できるように周知する。あわせて、日頃より相談、通報することが適切な行為であることを十分に指導するとともに児童等及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制整備が必要である。

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 学校内外の相談窓口の周知徹底（いじめを訴えることが卑怯な行為ではない等）
- 2 保護者との連絡・相談方法の周知
- 3 家庭での児童等のようすに関する相談方法の周知

(4) いじめを認知した場合の対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておく必要がある。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。さらに、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、その後の対応は、以下のような点の共通理解をしておく必要がある。

- ア いじめられている児童等の理解と傷ついた心のケア
- イ 被害者のニーズの確認
- ウ いじめ加害者と被害者の関係修復
- エ いじめの解消

「いじめが解消している状態」 [国基本方針より抜粋]

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ただし、いじめが第1－2のような暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報していじめを受けた児童等を守る。その際は、学校での適切な指導、支援を行い、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向にも配慮した上で警察に相談、通報し、連携して対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針を定め、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

また、いじめをきっかけとして不登校に陥った児童等については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童等への不登校対策の充実に取り組んでいく必要がある。

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 報告連絡等の手順を明確にした組織的対応
- 2 丁寧な事実確認と方針の決定
- 3 いじめられた児童等の心情を理解した具体的な対応
- 4 いじめた児童等への具体的な対応
- 5 周囲の児童等への具体的な対応
- 6 保護者との連携（方針の説明、適切な情報提供、指導後の定期的な情報交換等）
- 7 関係機関との連携
- 8 SNS等を介したインターネット上で行われるいじめ（ネットいじめ）への対応

第4 いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割

1 保護者の役割

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護する必要がある。いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが何よりも優先されるべきである。

また、保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童等に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導に努める必要がある。実際に、いじめが発生すれば、いじめた児童等の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうか問われたり、賠償責任が問われたりする可能性がある。

以上の点を踏まえると、家庭教育の役割は極めて重要であり、各家庭は、学校や県、市から発せられる、いじめに関する情報や啓発資料等を積極的に活用し、いじめの防止のための措置に協力する等努めるものとする。

2 地域等の役割

保護者を含めた地域住民は、地域の大人として児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保、その他、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努め、地域の児童等との交流を積極的に行うことなどの必要がある。

また、地域住民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校などに情報を提供するよう努める必要がある。いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外で暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり、速やかな対応が必要である。

第5 重大事態への対処

重大事態については、国基本方針、県基本方針、及び市基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省初等中等教育局）により適切に対応する。

1 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

- | |
|--|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に <u>重大な被害</u> が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が <u>相当の期間</u> 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

法第28条第1項第1号『生命・心身・財産重大事態』の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断する。例えば、次の場合等が想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童等が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

法第28条第1項第2号『不登校重大事態』の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、上記目安にかかわらず、児童等の個々の状況を適切に把握し、市教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することも必要である。

2 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導⁹

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。

なお、問題に応じて、事実関係を整理した上で警察へ相談する等、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童等の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。また、いじめが認知された後の対応として、市教育委員会等への報告、及び情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可欠である。

⁹ いじめ、不登校、少年非行、児童虐待等特別な指導・助言を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO等関係機関との連携・協働による課題対応を行うもの【生徒指導提要（改訂版）1.2生徒指導の構造】

3 重大事態の報告

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は、学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、市教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は市教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、重大事態の発生報告書による報告を行う。

市教育委員会は、発生報告書をもって市長に報告する。また、千葉県教育委員会に発生報告書を提出する。なお、市教育委員会は、必要に応じて千葉県教育委員会に協力を要請することができる。

4 重大事態の調査

(1) 調査の主体等の決定

市教育委員会及び学校は、重大事態と判断したときは、市教育委員会は、調査の主体が市教育委員会又は学校のいずれかを決定する。このとき、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査の主体となる場合は、いじめの防止等の対策のための組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する。

市教育委員会が調査の主体となる場合は、「市教育委員会事務局いじめ調査委員会」を招集し、調査チームを置き調査を行う。

市教育委員会は、必要があると認めるときは「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」に諮問する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

法第28条による調査は、「公平性・中立性」を確保しながら、客観的な事実関係を速やかに調査し、発生防止に努めることが求められる。また、「事実関係を明確にする」とは、「重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明すること」である。

調査に当たっては、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

3の発生報告書による報告後、重大事態調査の開始が決定した時点で、学校は市教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、重大事態調査の開始報告書により報告する。

市教育委員会は、開始報告書をもって市長に報告する。また、千葉県教育委員会に開始報告書を提出する。

5 調査結果の提供と報告

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適時、適切な方法で提供する。これらの提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童等のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報には十分配慮し、適切に提供する。

あわせて、当該児童等やその保護者への情報提供及び調査結果の公表に際しては、個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施すことに留意する。

また、調査した結果について、学校又は直接調査に当たった市教育委員会の附属機関（常設又は新たに設置された第三者委員会等）は、市教育委員会に報告する。市教育委員会は市長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。その後、市教育委員会は、千葉県教育委員会に調査結果の情報提供を行う。

6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記5の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定により調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を実施した場合、その結果を市議会に報告する。法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずる。

第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う必要がある。

2 教職員の業務の精選について

教職員が、児童等と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないように各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。

3 市基本方針の見直しについて

市は、法の施行状況等を勘案して市基本方針の見直しを検討する。また、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。市基本方針の内容に変更等があった場合には、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。